

社会福祉法人赤崎愛児会 役員・評議員報酬等、旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人赤崎愛児会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び旅費に関する事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程の役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) その他、法人の業務により依頼したもの

(会議)

第3条 法人の開催する会議は次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 上記のほか、法人が主催し役員等が出席する会議

(報酬)

第4条 役員等の報酬は無報酬とする。

(会議出席日当)

第5条 法人が開催する会議に役員等が出席した場合は、次のとおり日当を支給する。

- (1) 居住地が大船渡市内の場合、現金で 3,000 円支給する。
- (2) 居住地が (1) 以外の場合、旅費実費に 3,000 円を加算する。
- 2 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、日当として現金 3,000 円を支給する。
- 3 赤崎保育園の園舎建設に関しての会議や相談会などに出席した場合も日当として、現金 3,000 円を支給する。

(出張等旅費)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は、次の基準により旅費を支給する。

| 区 分 | 金 額 | 備 考 |
|-----|---|--|
| 日 当 | 3,000 円 | |
| 宿泊費 | 県内 10,800 円 県外 11,900 円 | 宿泊先の指定がある場合は、上限 15,000 円を超えない範囲の実費支給とする。 |
| 交通費 | (1) 鉄道賃（指定席料金ただしグリーン車は除く）、バス賃、航空賃（エコノミークラス）は実費支給 (2) タクシー・自家用車利用の場合は、1 kmあたり 37 円を車賃として支給する。 | |

附則

1. この規程は平成 29 年 12 月 6 日より施行する。
従前の役員日当等の支給規程は、実施日をもって廃止する。